## 維持管理に関する相談事例

作成日	平成 26 年 3 月 4 日
番号	04
タイトル	港湾管理者独自のマニュアルと維持管理技術マニュアルの相違(回数、数量等)した 場合の対応
キーワード	港湾の施設の維持管理技術マニュアル、点検診断内容、点検診断頻度、点検診断範囲、 港湾管理者
内容	<ul> <li>① 港湾管理者が独自に作成した維持管理に関するマニュアルと「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」が相違(特に回数、数量)した場合、どのような対応をしたらよいか提示してほしい。</li> <li>② 国有港湾施設については国で維持管理計画書(案)を作成、港湾管理者と調整して、維持管理計画書の港湾管理者へ引渡すこととなるが、調整が整わず引渡が進んでいない状況にある。そのため、技術的に許容される範囲内で基本的には管理者の意向を反映した維持管理計画書を作成することとしたいが、その方針の是非を伺いたい。</li> </ul>
	※竹賃科寺の有無 □ ☑無・□有
回答	・港湾管理者独自のマニュアルは、マニュアル等に記載された基本理念および維持管理の基本的行為・事項を踏まえながら、港湾管理者が管理する施設を対象として作成されたものと思慮されるが、港湾管理者独自のマニュアルにおける定期点検診断の実施項目及び数量は、管理する施設の規模や施設・部位の維持管理レベル、また必要とされる点検コストを踏まえて提案されたものであるか奇等を確認し、また点検診断項目および判定基準については、予めルールを定めてさることが重要であり、そのルールに従った維持管理を供用期間中に確実に行うことができるのであれば、判定基準は「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」のとおりでなくてもよい。当該マニュアルは、あくまで標準例を示しているのみである。(マニュアル第1編1章総説)・港湾管理者が独自に定めた項目・数量については、点検範囲・数量の減少にリスクが伴う可能性があることに対する理解が徹底された上で適用されるのであればよい。ただし、毎回の点検診断時に同一の項目・範囲・数量の点検を行うのではなく、点検対象部位に変状が確認された場合は全量点検を行うこととする、また、可能な範囲で全量の目視点検を行う回を設ける(例えば、施設順あるいは部材順など)などの工夫を施すとよい。施設の管理責任を十分に果たすためには、施設の劣化・変状状態の全体像を把握することが必要である。  なお、国として重要な施設、県が定めたものと同レベルの維持管理を行うと安全性等の確保が困難となることが懸念される施設であれば、維持管理計画について問題点を明確にした上で、改めて港湾管理者と調整する必要がある。
	添付資料等の有無   ☑無·□有
回答後の対応	
	添付資料等の有無 □無・□有